

今回の地震におけるじちろう共済の保障内容等について

1. 総合共済基本型について

- ① 住宅災害見舞金の申請要件は、被共済者の居住している建物が自然災害により 20 万円を超える建物の損害をこうむった場合となります！
- ② 保障内容は、以下となります。(損害額は全労済認定により)
 - ・一部壊(損害額が 20 万円を超える場合) … 5,000 円
 - ・半壊(20%～50%未満) … 25,000 円
 - ・大規模半壊(50%～70%未満) … 30,000 円
 - ・全壊(70%以上) … 50,000 円
- ③ 地震等による損害を被り、総合共済の加入があり、かつ総合共済の被共済者が居住している住宅の損害額が 20 万円を超えるときは、地震等災害見舞金をお支払いする場合があります。

【 損害の対象となるもの（一部壊の場合のみ認定対象） 】

- ① 付属設備 … ベランダ・テラス・バルコニー・電気設備・給排水設備・浴槽設備・厨房設備など
- ② 付帯設備 … 換気装置・給湯器設備・エアコンなど

【 損害の対象とならないもの 】

- ① 付属建物・・・物置・車庫・納屋など
- ② 付属工作物・・・門・塀・垣根など
- ③ 家財の損害は対象となりません。

2. 住まいる共済（火災共済）について

火災共済は、火災等に係る保障であり、地震については、下記のケースを除き保障の対象外となります。

【 火災共済の保障(地震等災害見舞金)の要件等 】

- ① 地震等により損害を被り、火災共済に 30 口以上の加入があり、かつ住宅の損害額が 20 万円を超えるときは、地震等災害見舞金をお支払いする場合があります。
- ② 保障内容は、1 世帯あたり 1 万円(一部壊の場合)となります。

3. 住まいる共済（自然災害共済）について

地震に伴う損害保障については、自然災害共済が適用となります。ただし、自然災害共済は、他の自然災害(風水害・雪害等)を含めて地震に対する保障も行なっていることから、保障の範囲については、全ての被害を保障できると内容とはなっておりません。なお、保障については、下記のとおりです。

【 地震等共済金 】

被災内容	焼破損割合・額	標準タイプ(地震等共済金)	大型タイプ(地震等共済金)
地震等による 全壊・全焼	70%以上	加入口数×20,000円 (1,200万円限度)	加入口数×30,000円 (1,800万円限度)
地震等による 大規模半壊・大規模半焼	50%以上 70%未満	加入口数×12,000円 (720万円限度)	加入口数×18,000円 (1,080万円限度)
地震等による 半壊・半焼	20%以上 50%未満	加入口数×10,000円 (600万円限度)	加入口数×15,000円 (900万円限度)
地震等による 一部壊・一部焼	損害額 100万円超	加入口数×2,000円 (120万円限度)	加入口数×3,000円 (180万円限度)

※地震等共済金は、住宅の損害の程度を家財の損害の程度とみなして支払います。住宅の損害が 100 万円を超えないときは、家財契約がある場合に限り、家財の損害が 100 万円を超えれば「一部壊・一部燃」とみなして地震等共済金を支払います。

[地震等特別共済金]

住宅の損害額が20万円を超え100万円以下の場合は、1回の共済事故につき1世帯あたり3万円(標準タイプ)、または、4万5千円(大型タイプ)をお支払いたします。ただし、加入口数が20口以上の場合に限りです。

※ 物置・車庫・納屋などの付属建物、門・塀・垣根などの付属工作物は、保障の対象外となります。(自然災害共済・大型タイプは保障対象(付属建物等特別共済金より、地震等による損害額が20万円を超える場合1世帯あたり3万円支払います。))。

※ 上記記載はあくまで概略であり、実際のお支払いについては審査の結果によります。

4. 申請関係について

申請については、落ち着いてから大丈夫です。ただし、事情(屋根の破損で雨漏り等)により修理を行なう場合(審査前)は、写真と見積もりをとっておいて下さい。(大規模災害ですので、審査についても遅れる事が想定されます)

なお、不明な点等ございましたら、全労済自治労共済推進本部福島県支部(024-521-0336)、もしくはご所属の組合事務所(担当者)までお問合せ下さい。

< 手続きのながれ・概要 >

① 単組共済担当者へ「[自治労共済住宅災害連絡受付票](#)」をご提出

※ 現場調査を希望される場合は、上票の所定の欄等に現場調査希望の旨を記載等ください

② 単組共済担当者 ⇒ 共済県支部へ提出

③ 共済県支部 ⇒ こくみん共済 coop<全労済>福島推進本部へ連携

④ 契約者宅へ必要書類を送付

※ 現場調査時は契約者連絡先等へ日程調整等の連絡

⑤ 請求書等の提出

⑥ 審査後、共済金の給付

※災害は広範囲にわたることから現地調査または書類審査に、相当な日数を要することが想定されますので、予めご了承ください

※審査前に修理・片付け等される場合は、被災箇所の写真を撮っておいてください。また、業者等に修理を依頼する場合は、見積り・請求書(明細記載)を保管しておいてください。